

第二期茨木市スポーツ推進計画及び市民プール整備方針策定業務 委託仕様書（案）

1 業務名

第二期茨木市スポーツ推進計画及び市民プール整備方針策定業務

2 業務の目的

本市では、平成28年に10年間を計画期間として「すべての市民がいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまち」を基本理念として第1期スポーツ推進計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、その中間年にあたる令和4年に「茨木市スポーツ推進計画（改訂版）」を策定し（以下、「第1期計画（改訂版）」という。）、スポーツ推進施策に取り組んできた。

一方、国においては、令和4年（2022年）3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点が追加され、これを受け大阪府においても「スポーツ楽創都市・大阪 スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ」の実現をめざし令和7年3月に第3大阪府スポーツ推進計画を改訂されている。

そこで、令和8年度末には第1期計画（改訂版）の計画期間が終了することから、こうした国・府の計画改定の内容や、本市における現状のスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、市民や団体、スポーツ施設利用者などのニーズ等の調査や、現状分析を行った上、第1期計画（改訂版）に関する本市のスポーツ環境の充実に向けた取組などに関する方向性や目標値を見直し、引き続きスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度における、新たな10年間の「第2期茨木市スポーツ推進計画（以下、本計画という。）」を策定するものである。

さらに、各市民プールでは老朽化に伴う多額の修繕費・機器更新費が発生していることから「第二期スポーツ推進計画（令和9年3月策定予定）」、「茨木市公共施設最適化方針（令和3年3月策定）」及び「市民プールのあり方に係る整備方針（案）（令和5年3月策定）」との整合性を図り、老朽化が進む市民プールにおける、市民ニーズへの対応と市民プールとしての機能を維持しながら、可能な限り効率的・効果的な運営や再編整備を進めていくため、利用状況や現状課題などの整理と、ニーズ等の調査や現状分析を行った上、整備・運営に関する民間資本の活用など様々な手法を踏まえた基本構想等の策定に必要な基礎資料となるとともに、効率性・経済性・維持管理性・施工性・将来性等の観点に基づく、市民プール再編整備における「市民プールのあり方に係る整備方針」を策定するものである。

3 委託契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

この計画策定業務は、次の事項により構成するものとする。

●スポーツ推進計画策定業務

(1) 現状把握、課題整理作業

- ①茨木市上位計画、国、府の計画との整合性を確認
- ②第1期期間中に実施した施策の評価と検証
- ③スポーツ施設の配置の適正化と整備のあり方について
- ④スポーツに関する市民意識調査及び結果の分析
調査対象 市内在住 2,000 人

(2) 庁内検討会支援業務

庁内の関係各課との調整会議に事務局として出席する。

- ①庁内検討会への出席は3回程度とする。
- ②庁内検討会後は速やかに議事録を作成し提出すること。
- ③庁内検討会で出た意見は計画へ反映するため、とりまとめを行うこと。

(3) 茨木市スポーツ推進審議会の運営支援

課題や施策検討について議論を深めるため、スポーツ推進の方向性について集中的に議論する茨木市スポーツ推進審議会に事務局として出席する。

- ①推進審議会への出席は5回程度とする。
- ②推進審議会の出席にあたり、事前に事務局と打ち合わせを行うこと。
- ③推進審議会が必要とする資料の提案、作成を行うこと。
- ④推進審議会後は速やかに議事録を作成し提出すること。
- ⑤推進審議会が出た意見は計画へ反映するため、とりまとめを行うこと。

(4) 市内スポーツ関係団体を対象としたヒアリング調査

調査票送付及びヒアリング対象 約50団体

調査票の作成、回収、データ入力、集計、分析、結果取りまとめ

(5) スポーツ推進策定支援業務

本市のスポーツ推進における特徴や課題を踏まえ、新たなスポーツ推進の方向性について検討し、(1) (2) (3) (4) の作業を踏まえ、計画としてのとりまとめを行う。

- ①基本的方向性の検討
- ②計画体系図の検討
- ③骨子・素案の作成
 - ・素案の調整
 - ・現状把握、課題整理で出たデータを反映する。
 - ・推進審議会が出た意見を反映する。
 - ・市民が読みやすいものとして計画書を編集する。

(6) パブリックコメント支援

パブリックコメント実施期間内に意見が出た場合の回答支援を行う。

(7) 打ち合わせ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時に行う

ものとする。ただし、業務着手時と成果品納入時は管理技術者が立ち会うこととする。また、打合せ後、速やかに議事録を作成し、担当職員の承認を得ること。

●市民プールの整備方針等策定業務

(1) 経緯・位置づけ等の整理

これまでの検討経緯や背景、本業務の目的と位置づけとともに、上位・関連計画などの整理を行う。

(2) 施設の現況・課題整理

市民プール各施設の現況（施設概要及び運営状況）とともに、施設の稼働・利用状況について整理を行い、施設面及び利用面の課題を抽出、整理する。

(3) 事例整理・動向把握

市民プール等の同種・類似事例について抽出、整理を行うとともに、市民プール等の社会教育施設のあり方や社会動向などの把握、整理を行う。

(4) 市民ニーズ等の把握

- ・市民アンケートを実施し、市民プール利用状況やニーズについて整理、把握を行う。※市 WEB を想定、紙面の場合は市にて封入・郵送等を想定。
- ・プール利用団体への意向調査（ヒアリング等）を行い、望ましいプールのあり方などのニーズを把握する。
- ・プール整備に係る地域づくり協議会との連携が図られた取組の企画立案（意向把握・整理などを含む）
- ・市民会議（3回程度）を開催し、市民プールのあり方や要望について直接対話によるニーズ把握を行う。
- ・上記の市民ニーズを踏まえつつ、施設の管理等を担う市としての意向、考え方について整理を行う。

(5) 基本方針の検討

- ・前期までの整理、検討結果を踏まえ、市民プールの目指すべき基本理念（コンセプト）を検討、設定する。
- ・令和4年度の検討結果をベースに、前記までの整理を加味した上で、市民プールの民間資本も活用した今後の整備パターンの検討、比較及び評価を行い、望ましい整備パターン（基本方針）を設定する。

(6) 事業推進の検討

- ・基本方針を踏まえた今後の検討内容とともに、公共施設として各市民プールの特性に沿った効率的、効果的な事業の進め方を視野に入れた推進方策を整理する。
- ・上記を踏まえ、事業推進に向けたスケジュールの検討を行う。

(7) 基本方針のまとめ

- ・前期までの検討を踏まえ、基本方針としての検討結果のとりまとめを行うとともに、概要版の作成を行う。

5 成果品

本業務の成果品としては、下記のとおりとする。なお、この内容及び提出時期については、その度に監督職員との十分な協議の上で決定するものとする。また、下記成果品には業務目的を達成するために必要な成果品を提案すること。

(茨木市スポーツ推進計画策定業務)

- ①計画書本編（A4判、60頁程度） カラーコピー20部
- ②計画書概要版（A4判、8頁程度、フルカラー、マットコート紙）
1000部
- ③審議会等会議録及びPDFデータ一式
- ④計画書本編及び概要編のPDF（印刷用、ホームページ用）
- ⑤その他業務で発生した書類・電子データ一式

(市民プールの整備方針等策定業務)

- ①業務報告書（A4版）：正副2部
- ②現況図及び図面の電子データ（CADデータ）及びその電子媒体
正副2部
- ③業務報告書概要版：30部

6 その他

- ①成果品納入後であっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに修正すること。
- ②業務途中において、本市担当職員が資料提出を求めた時は、速やかに提出すること。
- ③イラスト等を含め、成果品の著作権は市に帰属する。
- ④本市より貸与された資料等は、本業務完了後、速やかに返却すること。